



目 次	ページ
告 示	
○県統計調査の実施	(統計分析課) 1
○令和元年度自衛官候補生の募集期間等	(危機管理・防災課) 1
○救急病院の認定	(医療政策課) 1
○保安林の指定施業要件の変更予定 (3件)	(治山林道課) 1
○道路の供用開始	(道 路 課) 2
○建築基準法による道の指定の廃止	(建築指導課) 2
◎告示 (指定金融機関等の名称、位置)の一部改正	(会計管理課) 2

告 示

高知県告示第57号
次のとおり県統計調査を行うので、高知県統計調査条例（平成21年高知県条例第7号）第3条の規定により告示する。
令和2年2月7日
高知県知事 濱田 省司

- 調査の名称
高知県中央東福祉保健所管内受動喫煙防止対策実施状況調査
- 調査の目的
健康増進法の一部を改正する法律（平成30年法律第78号）による改正後の健康増進法（平成14年法律第103号）（以下「改正後の健康増進法」という。）第29条の規定による第一種施設における喫煙の禁止等の状況を個別に把握することにより、改正後の健康増進法の規定の遵守に係る指導の徹底を図るための基礎資料とするため。
- 調査対象の範囲
 - 地域
高知県中央東福祉保健所管内の市町村（南国市、香南市、香美市、長岡郡本山町及び大豊町並びに土佐郡土佐町及び大川村）
 - 単位
施設
 - 属性
改正後の健康増進法第28条第5号に規定する第一種施設

- （児童福祉施設（公立の保育所を除く。）、施術所及び放課後児童健全育成事業の用に供する施設を除く。）
- 報告を求める事項及びその基準となる期日
 - 報告を求める事項
 - 施設における受動喫煙防止対策について
 - 施設に改正後の健康増進法第28条第13号に規定する特定屋外喫煙場所を設置している場合は、その状況
 - その基準となる期日
令和2年1月31日
 - 報告を求める者
 - 数
約550施設
 - 選定方法
県が作成した施設のリストによる全数
 - 報告を求めるために用いる方法
 - 調査組織
県が直接又は市町村、市町村の教育委員会、香美郡医師会若しくは土佐長岡郡医師会を経由して報告を求める。
 - 調査方法
郵送又はファクシミリによる調査
 - 報告を求める期間
令和2年2月上旬から同年3月末日まで

高知県告示第58号
自衛隊法施行令（昭和29年政令第179号）第114条及び第117条第1項並びに第118条の規定により、陸上自衛隊、海上自衛隊及び航空自衛隊の自衛官候補生の募集期間等を次のとおり告示する。
令和2年2月7日
高知県知事 濱田 省司

- 男子及び女子（令和2年3月及び4月採用予定）
 - 募集期間
随時（最終期限は、令和2年2月21日（金））
 - 試験種目、試験期日及び試験会場

試験種目	試験期日	試験会場
筆記試験 口述試験 適性検査 身体検査	令和2年2月22日 (土)	香南市香我美町上分3390 高知駐屯地

- 問い合わせ先
自衛隊高知地方協力本部
電話番号088-822-6128
ホームページアドレス <https://www.mod.go.jp/pco/kochi/>

高知県告示第59号
救急病院等を定める省令（昭和39年厚生省令第8号）第1条第1項の規定により、救急病院として次のとおり認定した。
令和2年2月7日
高知県知事 濱田 省司

医療機関の名称	所在地	認定年月日	認定の有効期限
国吉病院	高知市上町一丁目3番4号	令2・2・1	令5・1・31

高知県告示第60号
次の保安林の指定施業要件を変更する予定であるので、森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第30条の2の規定により告示する。
令和2年2月7日
高知県知事 濱田 省司

- 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
津野町（次の図に示す部分に限る。）
- 保安林として指定された目的
水源の涵養
- 変更後の指定施業要件
 - 立木の伐採の方法
 - 主伐に係る伐採種は、定めない。
 - 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - 立木の伐採の限度
次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を高知県林業振興・環境部治山林道課及び津野町役場に備え置いて縦覧に供する。）

高知県告示第61号
次の保安林の指定施業要件を変更する予定であるので、森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第30条の2の規定により告示する。
令和2年2月7日
高知県知事 濱田 省司

- 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
津野町（次の図に示す部分に限る。）
- 保安林として指定された目的
土砂の流出の防備
- 変更後の指定施業要件
 - 立木の伐採の方法
 - 主伐に係る伐採種は、定めない。
 - 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の

所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度
次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を高知県林業振興・環境部治山林道課及び津野町役場に備え置いて縦覧に供する。)

高知県告示第62号

次の保安林の指定施業要件を変更する予定であるので、森林法(昭和26年法律第249号)第33条の3において準用する同法第30条の2の規定により告示する。

令和2年2月7日

高知県知事 濱田 省司

- 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
津野町(次の図に示す部分に限る。)
 - 2 保安林として指定された目的
公衆の保健
 - 3 変更後の指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 次の森林については、主伐は、択伐による。
津野町(次の図に示す部分に限る。)
 - イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
 - ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- (2) 立木の伐採の限度
次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を高知県林業振興・環境部治山林道課及び津野町役場に備え置いて縦覧に供する。)

高知県告示第63号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第2項の規定により、道路の供用を次のとおり開始する。

その関係図面は、令和2年2月7日から2週間高知県土木部道路課及び高知県中央東土木事務所において一般の縦覧に供する。

令和2年2月7日

高知県知事 濱田 省司

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 香北赤岡
- 3 道路の区域

供用開始区間	延長	供用開始年月日
--------	----	---------

	(メートル)	
香南市香我美町山北字北川原1280番5から 香南市香我美町山北字鎌田827番1まで	128	令和2年2月7日

高知県告示第64号

平成11年10月高知県告示第657号(建築基準法による道の指定)で建築基準法(昭和25年法律第201号)第42条第2項の規定により指定した道のうち、次の道の指定を廃止する。

令和2年2月7日

高知県知事 濱田 省司

- 32 吾川郡伊野町字大谷6558番1地先から6570番地先に至る延長71メートルの道
- 60 吾川郡伊野町字西森5976番3地先から5976番9地先に至る延長50メートルの道
- 64 吾川郡伊野町字砂ヶ森4197番24地先から字出来地4197番10地先に至る延長58メートルの道

高知県告示第65号

昭和39年4月高知県告示第110号(指定金融機関等の名称、位置)の一部を次のように改正し、令和2年2月22日から施行する。

令和2年2月7日

高知県知事 濱田 省司

別表の3 収納代理金融機関の表中

「	〃	南国	南国市	〃
市役所出張所				

を削り、				
「	〃	五台山支所	〃	〃
	〃	布師田	〃	〃
	〃	高須	〃	〃

を				
「	〃	高須支所	〃	〃

に改める。」